

## 復興支援フォーラムニュース No. 65

(URL <http://www5a.biglobe.ne.jp/~tkonno/FK-forum.html>)

<事務連絡先> 今野順夫 ([tkonno67@gmail.com](mailto:tkonno67@gmail.com))

=====

2014. 4. 20 13:30pm

### 避難者の生活再建と地域再生

伊藤 寛 (三春町)

#### <はじめに>

調査報告といえる内容ではなく、事故発生後3年間に、日常的に見聞したことに基づいて、被災地住民の一人として考えたこと。

#### 一. 三春ダム移転者と福島原発避難者の生活再建対策の比較

川辺川ダム、八場ダムとともに、全国の三大こじれダムと称された三春ダム。ダム移転対策の体験から、福島原発避難者の生活再建対策を憂える。

##### 1. 被害者意識を乗り越えて

<三春ダムでは>「ダムの村は滅び、水没者も犠牲にされる」と水没者は被害者意識。それを乗り越えることによって、生活再建対策は動き出した。そのために、先例地の視察研修を重ね、一般町民も、ダム周辺地域再生ビジョンを提案。

<原発被災では>突如、平穏な生活を奪われ、故郷を追われて仮設住宅住まい。「除染によって全員帰還」の建前論で生活再建対策は先延ばし。生活再建対策に責任を負うべき国・東電と、避難者の側からそれを支えるべき市町村との不幸な相互不信。放射線の健康への影響についても、定説がない。

したがって、被災者は、なかなか被害者意識から抜け出せない。

避難受入地域の私たちにできることは何だろうか。

##### 2. 補償基準について

被災者の生活再建の基本は、適正な補償がなされること。

<三春ダムでは>補償基準が定められていて、水没地権者団体は真剣にそれを調べ、補償単価交渉等をおこなった。それによって、各人の生活再建方針を固めることができた。

<原発被災では>国・東電の補償基準があいまい。被災自治体との交渉も散発的。賠償に不満があれば、紛争審査会で裁定という仕組み。

これでは被災者は、生活再建方針をたてられない。

<公共事業用地補償と原子力損害賠償の類似点と相違点>

<制度比較>

公共事業用地補償（国）	原子力損害賠償（東電）
公共用地取得特別措置法（昭36）	原子力損害賠償法（昭36）
公共用地取得の損失補償基準要綱（昭37）	政府の支援の枠組みについて（平23.6）
公共事業施行の公共補償基準要綱（昭42）	原子力損害賠償支援機構法（平23.8）
水源地域対策特別措置法（昭48.10）	原子力損害の範囲の判定指針（平23.4～4回追補）
	原子力損害賠償紛争審査会（平23.4）
	原子力損害賠償紛争解決センター（平24.3）

（注）公共事業の用地補償責任は国。原子力損害の場合は1200億円を限度に原子力事業者責任、国が事業者に対して必要な援助。

<問題点>

公共事業用地補償（国）	原子力損害賠償（東電）
資産買収方式	減価賠償方式
代替資産取得可能額が基準	不動産評価額が基準
生活権保障（注1）	精神的補償（注2）
水没移転者はすべて同一基準で補償	避難指示対象者と任意避難者に格差 避難指示区域の再編でも、減価賠償に格差

（注1）国の生活権保障の範囲—仮住居費、移転先選定費、天恵物補償、水源補償、副業補償、し尿処理補償、入会権補償、下流見舞金等

（注2）東電は、賠償範囲を絞ることに腐心（判定指針を4回にわたって追補）。

（注3）国の損失補償に関する課税特例—買い替え資産に対する免税措置。原子力損害賠償の場合？

移住者の物件は代替資産取得可能額で買収、帰還者の物件は減価賠償、指定地域内の避難者の選択を尊重するのが筋。

3. 生活再建対策について

生活再建の支援策についても、両者の取組みは大きく異なる。原発避難者対策の現状はもはや人権問題。

<生活再建対策の比較検討>

ダム地権者対策	原発避難者対策
個人ごとの選択権尊重の対策	「全員帰還で地域再生」優先の対策

早い段階に生活再建相談所を設置して個別相談（１）	「帰還」の建前に配慮し生活再建対策先伸ばし
生活再建対策に県や下流自治体が連携（２）	県や避難先自治体は、被災自治体に遠慮して消極的対応

<三春ダムでは>

（１）ダム建設反対運動が盛んな段階から、国・県は現地に生活再建相談所を開設。その誠意ある取り組みが、水没移転者からも評価。

（２）水没移転者の意向調査に基づいて、移転集落の整備事業や代替農地の造成事業に、県・郡山市・三春町が連携して対応。

<原発被災地では>

（１）仮設住宅生活が３年経過、先が見えない不安定な生活もすでに限界。しかし、東電・国は、帰還を建前として、個別的な生活再建対策には無策。

（２）避難先自治体や電力消費地の首都圏も、避難者の生活再建対策に積極的に踏み込むことを躊躇している。

#### ４．生活再建のための地域整備について

生活再建対策には、その基盤となるべきインフラ整備、移転集落造成、代替農地造成など、地域整備も不可欠。しかし、避難地域解除になった地域でも、放射線や生活再建の不安で、実際に帰還する人は極めて限られている。

<三春ダムでは>

（１）ダム建設に先立って、公共補償事業でインフラ整備。水源地域整備計画は、「水特法」等にもとづいて県と三春町が協議策定。一般補助事業も優先的に採択。

（２）それによって、短期間に、生活再建の基盤整備がすすめられた。

<原発被災地では>

（１）除染効果や所要期間など地域再生の前提条件が不透明なため、将来ビジョン構想を描く段階にとどまっています、具体化の見通しはたっていない。

（２）それを具体化するための政策的支援もまだ定まっていない。

## 二．災害公営住宅対策について

原発事故による長期避難者の生活再建の第一歩としての災害公営住宅建設が、三春町でも、ようやく動き始めている。原発避難者のニーズに合わせて、もっと柔軟な住宅対策をすすめるべき。

### １．三春町内における災害公営住宅計画の現状

項目	葛尾村	富岡町ほか
事業主体	葛尾村	福島県
建設予定戸数	1 2 5 戸	9 5 戸

建設予定地	三春町恵下越地内	三春町四合田地内
入居対象者	帰還困難区域住民及び子育て世帯	帰還困難区域住民
建物の構造	木造一戸建ておよび二戸連棟	
付属設備	駐車場3台、物置	
共同施設	集会所、公園緑地その他	
建設期間	平27当初入居開始目標	平27年度完成目標

## 2. 政策提案その1—二地域居住の住宅対策のすすめ

故郷の環境整備や放射線量低下に長年月を要することを想定し、帰還と移住の二者選択を強制しないで、余裕を以って生活再建をすすめることができる住宅対策を。

<二地域居住の様々なかたち>

生活の本拠と別荘に使い分ける二地域居住（平日は都市近郊、週末は田園）。

高齢世帯は帰還、若年世帯は移住。両者の交流に配慮した二地域居住。

農業者が、高原農業と都市近郊農業を組み合わせるための二地域居住。

長期間を要すると思われる故郷帰還に余裕を以って対応するための二地域居住。

## 3. 政策提案その2—自然との共生型の生活様式のすすめ

「禍を転じて福となす」の譬えのように、原発被害者が、脱原発時代の新しい生活を創造する夢を実現するための住宅対策。

<自然との共生型の生活様式>

家庭菜園付き住宅。

エネルギー自給の省エネ住宅。

地域暖房集落とエネルギー地域需給調整システム。

## 三. 二地域居住の自治体間協定のすすめ

放射線の健康への影響を心配しないで生活できる日まで、帰還でもなく移住でもない、中間的な生活を希望する原発避難者も、充実した日々を過ごせるように、双方の自治体が積極的に取り組むことが必要。

1. 二地域居住者が肩身の狭い思いをしないように配慮し、住民権を認め合うことを、関係自治体が宣言し、相互協定を結ぶ。
2. 二地域居住の住民登録の現実的な方式として、法令による主登録をする自治体と、双方の条例によって従登録をする自治体を選択できるようにする。
3. 行政サービスの受益仕分けと財政負担に関する現実的な協定を結ぶ。（国では、暫定的に避難者一人当たり42000円の特別交付税措置？）

#### 四. 原発被災地の復興計画について

外発型の開発によって地域崩壊を来した原発災害の被災地こそ、脱原発を前提とした、内発型の持続可能な地域社会づくりの先頭に立つ。

##### 1. 放射能で汚染された土地利用問題

一般自治体においても、遊休資産の維持・活用は、地域づくりの大きな課題。

とくに原発被災地では、減価補償だけで残された土地・建物の遊休化は、現段階で対策を講じておかないと、将来深刻な問題になるのではないか。

(例示1) 東電・国は、土壤放射線測定値にもとづいて、帰還不能地域と移住任意地域を再指定し、帰還不能地域は、法的に資産買収をおこなう。

(例示2) 東電・国は、移住任意地域の移住被災者についても買収請求権を認めて、希望者には公共事業並みの補償方式で買収する。

(例示3) 東電・国は、地元自治体が設立する地域再生公社（仮称）に対して、復興基金を拠出する。公社は、それによって買収請求の土地・建物の公有化をすすめ、地域再生計画のための土地利用調整に備える。

##### 2. エネルギーの地産地消—地域循環型の豊かな地域づくり

被災地は、地域資源を活用し、最先端の中間技術を導入して、自然エネルギーによる地域自給計画に先進的に取り組み、地域循環型の豊かな地域づくりをめざす。

(例示1) 放射能汚染地域でも、小水力発電には大きな可能性がある。

(例示2) 森林除染の代わりに、エネルギー資源としての利用を図る。放射性物質の排出処理は、原発のベント・フィルター技術を利用して、電気事業者が負担する。

(例示3) バイオマス・コジェネにより効率的な熱利用を実現するために、地域暖房方式を導入する。それに合わせて、高断熱住宅や新集落づくりをすすめる。

(例示4) スマートグリッド・システムを導入し、地域における多様な電力源利用を調整する。

(例示5) 新技術の調査研究と、地域企業の振興に、関係自治体が共同で取り組む。

#### 五. 結びに

原発災害の規模も、放射線の健康への影響も、災害対策費も、できるだけ過小評価することに固執してきた原子力複合体。3つの事故調委員会も、原子力複合体の厚い壁に阻まれて、福島原発事故の防災対策が全面的に崩壊した実態解明も不発、行政責任も不問のまま。そして、早くも福島原発事故など忘れたかのように、原子力行政が復活。

避難者の生活再建と地域再生を進めるためには、被災地住民パワーで、原子力複合体の巨大な力に立ち向かっていくほかない。

以上

~~~~~

## 第 62 回ふくしま復興支援フォーラムでのご意見等

~~~~~

4月10日、第62回ふくしま復興支援フォーラムを開催しました。

「震災下の労働問題について」、針生達矢氏(労働基準監督官)から、報告をいただいています。新年度開始したばかりの忙しい時期ですが、31名の皆さんが参加し、活発な質疑応答がなされましたが、以下のようなご意見が、会場で提出されていますので、添付します。

参考にしてください。

~~~~~

★ 震災復旧などに係る労働題の現状を、具体的な数値で示されましたこと、大いに参考にまりました (K.F)

★ ①県内の労働に関する状況がリアルにわかった。②福島県で働く人の状況を良くしていくのは、どうすれば可能かを考えながら聴きました。③原発事故の労働者の働く状態を普通以上に良くして欲しいと強く思います。廃炉作業にかかる作業者を確保するためにも必須と思います。ありがとうございました。

★ 『除染』に一定の研修が必要な風にはできませんか? 「女性の力」 「子育て世代の帰還」と声高にうたわれても、実際なかなか困難だと思います。県外での生活を安定させ、子どもを安心な環境で育てたいと思えば尚更ですね・・・。(Y.H)

★ 福島県内における人手不足は、あまり知られていない。20-30代女性の減少は、将来を考えると、人口増加は難しい。いろいろ聞かせていただき、課題の多いことに、複雑さを感じます。(M.S)

★ 労働(行政)という角度から、震災復旧に切り込んだ地味だが有益な報告であった。映写データが良く見えず、手元にプリントとして配布されていればよかったと残念に思う。現場で、さまざまな問題に懸命に対応していることが実感できた。(S.I)

★ 労働問題とは、人口問題と直結していることがよくわかりました。原発事故現場と除染作業の問題は、これから多面的に取り組まなければならないものと思いました。(J.M)

★ お世話になりました。(A.I)

★ ほとんど聴く機会のない労働問題に対応する現場のお話を聞くことが出来て良かった。津波・地震での遺族の生活を守るために、労災の早期申請が必要であること、そのために労働基準監督官が、会社や警察に死亡・不明者を問い合わせ遺族を探して申請してもらった事。浜通りの銀行が閉まって、口座が使えないため、年金が振込できなくなった方のために、口座を確認する等、役所の側からも被災者のために努力していたことがわかりました。(K.Y)

★ 震災前からあった問題が、震災によって可視化されたという例は、いろいろなところで聞いていたが、労働問題でも同様のことがあったのですね。今でも震災の影響を受けているのは、まさしくその通りだと思います。(Y.I)

★ 元々あった問題が、この3年でクローズドアップされてきている。労働問題でもあてはまるのだなと学ばせて頂きました。目立った問題であれば、この機会にテコを入れることが出来ればと思いますが、難しいですかね。(K.O)

~~~~~

=====

第64回 ふくしま復興支援フォーラム

2014年5月2日(金) 18時30分～20時30分

渡部寛志氏(NPO法人「えひめ311」代表理事)

「避難者から福島復興を考える」

於) 福島市アクティブシニアセンター「AOZ」大活動室1

=====

第65回 ふくしま復興支援フォーラム

2014年5月15日(木) 18時30分～20時30分

松野光伸氏(福島大学名誉教授)

「飯館村は負けない ～復興の模索と課題～」

於) 福島市 市民活動サポートセンター(チェンバおおまち3F)

=====

第66回 ふくしま復興支援フォーラム

2014年5月21日(水) 18時30分～20時30分

坪倉正治氏(南相馬市立総合病院非常勤医、相馬中央病院非常勤医、  
東京大学医科学研究所研究員)

「内部被ばく検査の現状、結果から見えることとその問題点」

於) 福島市アクティブシニアセンター「AOZ」大活動室1

=====

第67回 ふくしま復興支援フォーラム

2014年6月5日（木） 18時30分～20時30分

渡辺利綱氏（大熊町長）

「大熊町の被災の現状と復興の課題」（仮題）

於）福島市アクティブシニアセンター「AOZ」大活動室1

=====

第68回 ふくしま復興支援フォーラム

2014年6月19日（木） 18時30分～20時30分

開沼博氏（福島大学うつくしまふくしま未来支援センター特任研究員）

「『理解の復興』と『生活の復興』・各論を超えて

～福島学構築のプロジェクトの取り組み～」

於）福島市アクティブシニアセンター「AOZ」大活動室1

=====

第69回 ふくしま復興支援フォーラム

2014年7月3日（木） 18時30分～20時30分

斎藤隆氏（公益財団法人福島県国際交流協会 専務理事）

「外国出身県民にとっての東日本大震災・原発事故」

於）福島市アクティブシニアセンター「AOZ」大活動室1

=====